

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和8年3月23日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和8年3月25日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	8四議第76号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和8年3月16日（月）		
				会議時間	13時00分～14時05分		
出席委員	委員長	廣瀬正明					
	副委員長	澤良宜由美					
	委員	川村一朗					
	委員	平野正					
	委員	上岡正		欠席委員			
	委員	上岡真一					
その他	議長	宮崎努		委員外議員 前田和哉			
	委員外議員	寺尾真吾					
執行部出席者	総務課長	山崎寿幸		西土佐総合支所住民分室長	濱町一幸		
	総務課長補佐	有光浩		西土佐総合支所長 兼地域企画課長	佐川徳和		
	総務課長補佐(人事担当)	梶谷卓志		西土佐総合支所 地域企画課長補佐	新玉康之		
	総務課人事係長	坂本和代		財政課長	竹田哲也		
	企画広報課長	武田安仁		税務課収納対策室 収納第一係長	尾崎志乃		
	企画広報課企画調整係長	田中佑典		税務課収納対策室	景平卓司		
	会計管理者兼会計課長	中田智子					
事務局	事務局長	原憲一					
	事務局長補佐	岡村むつみ					
記 録							
令和8年3月定例会で付託された議案7件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第24号議案 四万十市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：山崎総務課長】

本議案は、令和7年4月1日付で国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正が施行され、国家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、職員等の旅費の取り扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うもので、改正の骨子としては、近年の社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出を図る観点から、実勢価格との乖離の解消並びに旅行の実態や運用に即した取り扱いとするため、交通費、宿泊費、転居費等に係る項目について必要な改正を行うもの。

【主な改正内容】

- 12条関係…鉄道の急行料金や座席指定料に係る距離制限を撤廃。
 - 15条関係…レンタカーの借上げ料を旅費から支給できるようにした。
 - 16条関係…自家用車使用に関する距離制限を撤廃。
 - 17条関係…宿泊手当を地域別に上限を設定。
 - 19条関係…日当を廃止し、宿泊手当を新設。
 - 20条関係…転居費を運送業者への実費支給ができるようにした。
 - 21条関係…赴任に伴う滞在の宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給できるようにした。
 - 22条関係…扶養親族のみの移転料から家族の移転に要する費用に改正。
- 附則で5個の条例について関連する部分を改正している。

【質疑：上岡真一委員】

パック料金の中に朝食代が含まれているときは、宿泊手当2,400円から引かれるのか。

【答弁：山崎総務課長】

これも規定があり、2,400円の1/3が朝食代、1/3が夕食代、残りの1/3が交通雑費となっている。仮に1泊2食付きのパックなら1,600円を引いて、800円の支給となる。

【質疑：上岡正委員】

800円で朝食、夕食がまかなえるところがあるのか。国の基準に合わせてということはわかっているが、現実に即していないのではないか。

【答弁：山崎総務課長】

現実に即していないということはよくわかる。しかし支給するにあたっては拠り所が必要。例えば東京であれば高いので1,200円とか、仮に感覚で支給するようなことは問題。国の基準が改正されればそれに準じて改正することになるのでその点をご理解いただきたい。

【要望：平野正委員】

今回色付の補足資料を作ってくれていてわかりやすかった。今後も税条例とか人事条例など改正内容が多岐にわたる場合は、根幹の部分について別の資料を準備して説明してくれるとたいへん助かるので、そのことを要望しておく。

—小休—

—正会—

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第25号議案 四万十市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：山崎総務課長】

本議案は、政府が約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化を進める方針を示し、(一社)全国銀行協会が中心となり政府方針に沿って約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化について自主的な計画として進めている中、本市指定金融機関である四国銀行が本年9月30日をもって手形・小切手の最終振出期限としたことを踏まえ、現状の規定において指定金融機関を支払人とする小切手による方法できるとされている規定について改正を行うもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第35号議案 四万十市高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例」について、審査を行った。

【説明：中田会計課長】

これまで、西土佐総合支所住民分室で高知県収入証紙の売り捌きを行ってきたが、この度、西土佐総合支所内に幡多信用金庫川崎支店が移転し、県証紙の売り捌きを開始したため、西土佐総合支所での売り捌きを取り止めることとし、その運用基金である「四万十市高知県収入証紙購入基金」を廃止するもの。

【質疑：平野正委員】

住民にとっての利便性には影響がないということによいか。

【答弁：中田会計課長】

幡多信が支所に入ってこれまで支所で販売していた証紙を販売することになったので、住民にとっては何ら変わったことはない状況である。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第34号議案 四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例を廃止する条例」について、審査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

本議案は、産業振興計画の計画期間は令和8年3月31日までとなっており、計画期間満了をもって次期「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」へ統合を行い、「まち・ひと・しごと創生会議」で、進捗管理を行うこととしていることから、設置条例を廃止するもの。

【質疑：上岡正委員】

平成27年に立ち上げてこれまでの進捗管理をあまり議員として受けていなかったように思う。計画がまち・ひと・しごと創生総合戦略へ統合することなので、廃止はいいが、今後の議会への進捗報告についての考えを聞きたい。

【答弁：武田企画広報課長】

計画全体としての進捗状況としての報告はできていなかったと思う。主要事業については各課からそれぞれ状況について報告はあったかと思うが、議員からの指摘は非常に大事な視点だと思うので、次のまち・ひと・しごと創生会議での進捗状況については、必要に応じて、所管が企画財政課になると思うが総務常任委員会で行うようにしていきたい。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第37号議案 四万十市総合計画の基本構想を定めることについて」、審査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

現行の総合計画が令和7年度末をもって計画期間満了となることに伴い、社会情勢の変化や市の主要課題に対応した「新たなまちづくりビジョン・指針」が必要であるため新たな総合計画を策定し、議会の議決すべき事件に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるもの。

【計画の概要】

計画期間…基本構想部分8年間、基本計画部分は前後期4年間として基本的に前期が終わる段階で見直しをかける。

【主な考え方】

人口減少と少子高齢化による地域の機能維持への深刻な影響に対応するために既存の産業を支えるとともに地域資源や特性を生かした新たなビジネスの創出、行政手続きのオンライン化、地域の実情に

応じた技術導入、自然と調和した再生可能エネルギーの導入推進、地域活動を支える人材育成・確保などに重点的に取り組んでいくこととしている。

今後のまちづくりの視点として、関係・交流人口の拡大、歴史文化の継承と活用、医療提供体制の確保、持続可能な行財政の運営等を新たな視点としてまとめている。

基本構想の部分については、基本理念を「受け継ぐ・結ぶ、拓く」として、「受け継ぐ」は、この地らしさを大切に、未来の世代へと引き継いでいく意思をあらわすもの。「結ぶ」は、多様な背景を持つ主体が互いの文化、価値観を活かし合うことで、ともに課題に向き合っていくことを意味し、「拓く」は、守るだけでなく変えていく・創っていくことを意味する。

本市の将来像は、「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」とし、「伝統が息づき」は、自然環境や歴史文化そして地域に根差した暮らしが大切に受け継がれていくこと、「人がつながり」は、あらゆる人々が、個人の幸福の追求と自由を保障され、お互いを尊重しながら、支えあっている姿を表し、「未来をともに築く」は、新しい挑戦に積極的に取り組み、変化を受け入れつつ、持続可能な社会を築いていくという決意をあらわしている。

その将来像達成のために5つの基本目標を掲げ、基本目標毎に方向性を示す政策と取り組み内容を示す施策を設定し、政策が12政策、施策が33施策を掲げている。

【質疑：上岡正委員】

この間、32戸ほどの地区に入っていた。人数は60人ほどだと思う。その中で地域を支えていけるのは半分もないと思う。今も区長さん単位でいろいろお願いをしているが、それすら危うくなってくるのではないかと危惧している。歴史文化の継承とか、持続可能な地域づくりとかの理念は結構だが、やはり予算の裏付けがないとうまくいかないと思う。その点についてはどのように考えているのか。

【答弁：武田企画広報課長】

基本構想は将来像に向けて取り組むべき基本的な考え方をまとめたもの。そのための政策施策に紐づけて計画する基本計画を定めていくことになるが、それらを全て事業化するのは困難。行財政の持続性ということも踏まえて、何を重点的に取り組むべきなのかということを経年判断していくことになる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第38号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」、審査を行った。

【説明：佐川地域企画課長】

今年度末で計画期間が終了する現計画に替わり、令和8年度から令和12年度までの四万十市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。計画は過疎地域の基本的な事項のほか、移住定住、地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保等の12項目で構成し、各施策区分について現況と問題点を整理し、その対策と事業計画等を記載している。これにより、西土佐地域で実施する地域振興に資する事業が明確になり、実施する事業に対し、過疎債を充当することが可能となる。策定に先立って12月4日に過疎地域持続的発展計画フォローアップ委員会を開催し、委員からの主な意見として、移住就労に関する住まいの確保、医療福祉分野の充実を望むといった声があった。12月8日から12月23日までパブリックコメントを実施したが、特に意見はなかった。なお、この計画については、2月13日に高知県と内容に関する協議を終了している。

【質疑：上岡正委員】

西土佐地域には今部落がいくつあるのか。嫌いな言葉だが限界集落という言葉がある。中村にも昔は50戸あったところが20や30になっていたり、昔は30件ほどあったが、今は7件とか8件になっているところがある。運営すること自体が難しくなっている地区ができていないかと心配している。

【答弁：佐川地域企画課長】

かつて西土佐地域には行政単位で区切る自治区が30地区あった。そのうち館地区が自前の運営ができないということで自治会活動をやめており現在29地区となっている。参考までに平成17年の合併当時の西土佐地域の人口は3,746人であったが、令和7年4月現在2,286人まで減っている。また高齢化率は53.3%となっている。

【質疑：宮崎議長】

先ほどの総合計画とかは行政サイクルに合わせて4年8年の期間になっているが、この過疎地域持続

的發展計画は5年が採用されている。そのことについて前の計画がそうだったからそうしているのか、あるいは何らかの検討はしたのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

特措法には期間の定めがない。前回の計画期間を踏襲して5年としている。

【質疑：宮崎議長】

5年となると市長も議員もだが1年ずつずれていく。市長が変えたいと思っても作ったばかりだから変えられないとかになるので、計画期間を政治サイクルに合わせるように昔一般質問をしたことがあった。そういうこともあって総合計画などは見直されているので、次の計画を定めるときにはその点も考慮してもらいたい。

【答弁：佐川地域企画課長】

そのようにしたい。なお、この計画に定める事業については毎年見直しを行っており、追加、削除することは可能となっている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第42号議案 動産の買入れについて」、審査を行った。

【説明：竹田財政課長】

スクールミールなかむらみなみの厨房機器設備の購入について、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、指名競争入札により、契約の相手方を株式会社中西製作所松山営業所、契約金額を3,331万9,000円とするもの。指名業者は11社で、買入れ物件は食缶類洗浄機とマイコンスライサーになる。落札率は95.0%。

【質疑：上岡正委員】

入札にあたってメーカーの指定はなく同等品ということだと思う。例えばバックホーであればコマツと日立建機では同じ馬力であっても値段はずいぶん違う。性能は二の次で安い方がいいとか、高くても性能を重視するとか判断基準に迷うことがあるのではないか。同等品ということの判断基準はどのようにしているのか。

【答弁：竹田財政課長】

今回の分については、スクールミールなかむらみなみの今ある機器の耐用年数がきたことによる買い替えなので、今ある設置場所に入るとか、今何食分作っているのと同じ食数が作れるとか、そういったことを所管で判断して出しているの、議員が言われたようなあまり性能的に違いがあるようなものは出てこないのではないかと思う。

【質疑：上岡正委員】

炊飯ジャーでも同じ5合炊きであっても高いのは8万円のものもあれば、安いのは2万5千円ぐらいのものもある。大ききで言われたが、やはり同等品の基準というものがわからない。

【答弁：竹田財政課長】

同等以上であればいい。今回の購入にあたっては同等品ということ指定していない。寸法とか能力、電源はこういう電源をつないで使いなさいとか、こういう機能を持っておきなさいとかを指定しており、同等品という書き方はしていない。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で付託案件の審査は終了した。

●次に所管事項の報告として、「訴訟が提起されたことについて」、総務課から報告を受けた。

【報告：山崎総務課長】

四万十市を被告として、市が令和8年2月18日に滞納整理のために原告に対して行った20,492円の預金差し押さえについて、訴訟を提起されたもので、訴訟提起日は令和8年2月24日、訴状受領日は令和8年3月13日である。原告は市に対して差押金、慰謝料及び手数料として100,000円の支払いを求めています。

いる。口頭弁論日を令和8年4月16日に指定されており、今後の対応について顧問弁護士と協議中である。

※質疑なく終了

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。